資料１－３

第 23 回本部員会議資料
令和２年 11 月 12 日
総　　　務　　　部

職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

県職員の感染が確認されたことを受け、改めて、所属長は、職員に対し次の事項について周知し、職員全員で感染拡大防止に努めること。

１　基本的な感染防止対策の実施

(1)　マスクを着用し、咳エチケットを励行すること。

(2)　せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。

(3)　３密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること。

２　換気の実施

定期的に、窓を開けて換気を行うこと。

３　適度な保湿

換気をしながら加湿をすること。

４　接触感染の防止

職員が触れる物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

また、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備えつけて使用すること。

５　健康状態の記録

職員は出勤前に必ず検温し、その結果や体調の変化等を記録すること。

なお、所属長は、発熱等の症状が見られる時は、休暇を取得するよう指示すること。

６　一般的な健康確保措置の徹底等

疲労の蓄積につながることから、長時間の時間外勤務を避け、一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理に努めること。

また、所属長は、職員の日々の健康状態の把握に配意すること。